

令和8年度

産業支援プログラム事業補助金

(人材育成サポート事業)

【募集要領】

【概要】

研修機関（中小企業大学校、NICO、新潟職業能力開発短期大学校）が実施する人材育成講座への参加、専門家の受入れ、セミナー開催などに必要な経費の一部を補助します。

対象者	農林漁業者、中小企業者 など
対象経費	セミナー参加受講料 講師謝礼 講師旅費 会場借料 など
補助率	・セミナー参加1人あたり 対象経費の1/2以内 上限2万円 ・セミナー開催等 対象経費の1/2以内 上限5万円

◆募集期間：令和8年4月1日（水）～令和9年1月15日（金）
※予算がなくなり次第終了

◆対象事業：令和9年2月26日（金）までに完了する事業が対象

【問い合わせ先】

〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市地域経済振興課

TEL：0254-75-8942（直通）

メール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

1. 制度の目的

本制度は、研修機関が実施する人材育成講座への参加、また課題解決のための専門家受入、セミナーの開催に要する経費に対して、市が補助することで市内産業の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下に示す者です。また、市内に主たる事業所を有しており、市税の滞納がなく、同一年度内に産業支援プログラム事業補助金の交付を受けていないことが条件です。

なお、「人材育成サポート事業」は通算3回の交付が限度となります。

① 農林漁業者等

ア 農業者、林業者及び漁業者

イ 3以上の農林漁業者が組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生産森林組合

② 中小企業者等

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

イ 2以上の中小企業者等により構成されるグループ

ウ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

【中小企業の定義】

区分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人企業は資本金の額は関係ありません。

③ その他、地域の産業振興を図る事業実施主体として市長が適当と認めるもの

※ただし、別表で定める業種は対象外となります。

※暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象外となります。

3. 補助対象事業と対象経費

(1) 補助対象経費

対象経費は以下に定めるもので、事業実施期間中に要した経費です。

また、事業期間は交付決定日から令和9年2月26日までとなり、期間内に支払を含めて完了する事業が対象となります。

補助対象経費	対象経費の内容	備考・対象外経費の例
① 研修会受講料	研修機関が実施する人材育成講座の受講料	※研修機関とは、中小企業大学校、新潟職業能力開発短期大学校及びにいがた産業創

		造機構をいいます。 ※交付決定前の研修会参加の申込みはできませんが、受講料の支払はできません。
② 専門家謝金・講師委託料	専門家の指導・助言に対する謝金、セミナー開催時の講師委託料	※社会通念上妥当と思われる金額である必要があります。
③ 専門家旅費	専門家を招いた際の旅費	※グリーン車代などは対象外となります。切符代などが分かる領収書の添付が必要。
④ 賃借料	セミナー開催などを自社以外で行った際の会場の借上料	・駐車場、共益費、敷金、礼金、保証金等 ・販売が伴うイベント会場費、3親等以内の親族からの店舗の賃借料等

(2) 補助対象外となる経費

上記①から④に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

<ol style="list-style-type: none"> 1) 交付決定前の発注・契約、購入、支払い（前払い含む）を実施したもの 2) 商工会議所職員や商工会職員を専門家として支出の対象とするもの 3) 飲食にかかる経費 4) 研修会に参加するための旅費や駐車場代 5) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等 6) 公租公課（消費税・地方消費税は補助対象外とする） 7) 国、県その他団体等から補助等を受けているもの など

(3) 補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助対象となる経費は、次の（ア）～（ウ）の条件をすべて満たすものとなります。

- （ア）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （イ）交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費
- （ウ）証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

②経費の支出等について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に、研修等を実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引渡し、支払い等があっても、実際の事業の取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象外となります。補助事業期間中に実際に研修等を実施し、事業計画に記載した取組を実施したという実績報告が必要となります。

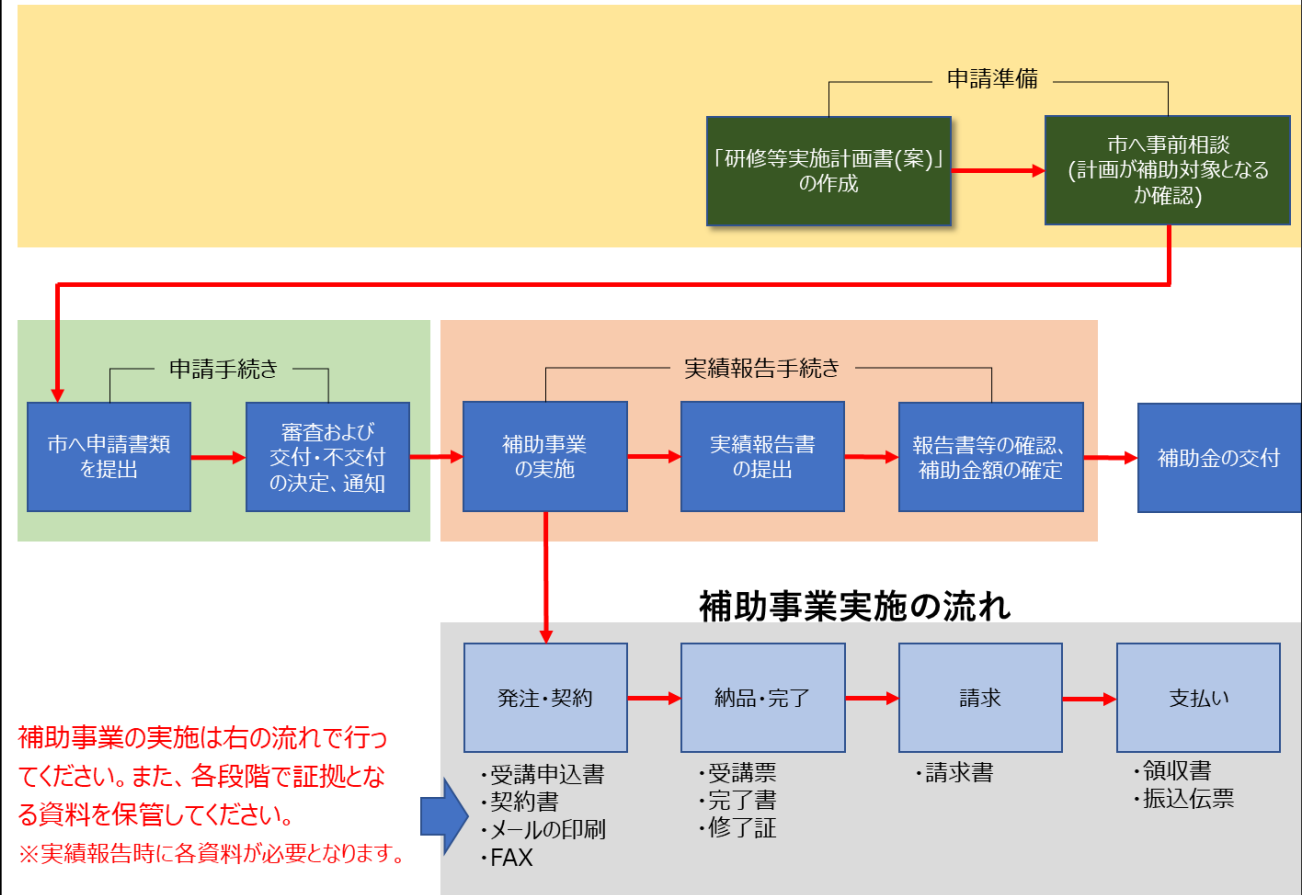
4. 補助率、補助上限額

補助対象経費の 2分の1以内（千円未満切り捨て） で、以下の金額です。

① 研修会への参加	1事業者につき3名までが対象で、1人当たり上限2万円
② 専門家受入	上限5万円
③ セミナー開催	上限5万円

5. 申請手続き・事業の流れ

補助金活用の流れ



(1) 交付申請

- ① 申請書類：必要な書類を村上市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 募集期間：令和8年4月1日(水)から受付開始 ※先着順、予算がなくなり次第終了
- ③ 提出書類：

	書類名	備考
1	補助金交付申請書(様式第1号)	
2	収支予算書(別紙2)	
3	任意グループ概要(別紙4)	グループでの申請時のみ必要
4	研修等実施計画書(別紙8)	
5	個人情報に関する同意書	
6	見積書等	

- ④ 提出方法：下記受付窓口に提出してください。

担当窓口：地域経済振興課 〒958-8501 村上市三之町1番1号

T E L：0254-75-8942 FAX：0254-53-3840

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

※事業開始の2週間前までに提出してください。

(2) 実績報告

- ① 提出期限：事業完了の日（最終の支払い等の完了日）から起算して30日以内
又は令和9年2月26日のどちらか早い日まで

- ② 提出書類：

	書類名	備考
1	実績報告書（様式第8号）	
2	収支精算書（別紙1）	
3	事業実施報告書（別紙2）	
4	発注書、契約書等	・受講申込書 ・契約書 ・メール画面の印刷 ・FAX 申込みの印刷 など
5	納品書・完了書	・受講票 ・完了書 ・修了証 など
6	請求書	・請求書
7	領収書等	・領収書 ・振込伝票 など
8	事業実施内容が分かる写真・資料 その他成果物 など	修了証やカリキュラム、当日の写真など

4. 注意事項

- ① 事業内容や経費に変更があった場合は、変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。
- ② 補助対象経費に係る支払は令和9年2月26日までに全て完了する必要があります。支払が3月以降となったものは補助対象となりません（クレジットカード等での引き落としを含む）。
- ③ 金券等の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券等での支払い、小切手等での支払いは認められません。金融機関での振り込み又は現金で支払ってください。なお、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについては、現金払いを認めていません。
- ④ 補助金は、原則として実績報告書を確認し検査後に交付します。
- ⑤ 補助事業者は、事業の遂行状況について市担当者より報告を求められる場合があります。求めがあった場合は速やかに報告してください。
- ⑥ 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- ⑦ 交付決定前の事業費は対象となりません（交付決定前の発注を含む）。
- ⑧ 事業内容や実施効果、事業完了後の状況などは市のホームページで公開します。
- ⑨ 事業に関する書類等は補助金交付の翌年度から数えて5年間保管してください。
- ⑩ 本補助金は、支払を受けた事業年度における収入として計上し、法人税・所得税の課税対象となります。
- ⑪ 補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分されます。

(別表) 対象外事業一覧

○社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人
○金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
○娯楽業のうち風俗関連営業
○競輪・競馬等の競争場・競技団
○パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
○芸妓業、芸妓周旋業
○場外馬券売り場及び場外車券売場
○競輪競馬等予想業
○集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
○興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
○易断所・観相業
○相場案内業
○医療業（療術業を除く）・福祉業
○獣医業
○学校（学校法人が経営するもの）
○法律相談所、特許事務所
○公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
○公認会計士事務所、税理士事務所
○社会保険労務士事務所
○不動産鑑定業
○行政書士事務所
○宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LIP（有限責任事業組合）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業（第1項）、キャバレー（第1号）、スナック・パークラブ（第2号）、 ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号） ・性風俗関連特殊営業（第5項） 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
○特定連鎖化事業（フランチャイズ・チェーン等）に該当又は類似すると認められる事業
○みなし大企業
○その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業